

消費者被害の防止に向けた預託法等の改正及び
法執行の体制強化等を求める意見書

近年、各種技術の進歩を踏まえた様々な製品等の普及を背景として、より巧妙な悪質商法による被害が増加している。

この状況下において、2020年8月、消費者庁の「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」（以下「検討委員会」という。）で取りまとめられた報告書では、豊田商事、安愚楽牧場、ジャパンライフ等、過去に大規模な消費者被害を及ぼした悪質な販売預託商法について、本質的に反社会的な性質を有し、行為それ自体が無価値であると捉えるのが相当であることから、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（以下「預託法」という。）において原則禁止すべきであるとされた。

また、定期購入に関する消費生活相談には、通信販売にて「お試し」、「モニター」等の広告を見て購入したが、定期購入が条件であったとの相談や、解約はいつでも可能としながらも事業者と連絡が取れない等の相談が激増しており、さらには、新型コロナウイルス感染症を巡る消費者の不安につけ込んだマスク等の送り付け商法も社会問題化している。

よって、国会及び政府においては、検討委員会の報告書の内容を踏まえ、消費者の脆弱性につけ込む悪質商法に対する法執行の強化や実効性のある制度改革を行うため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 販売預託商法を原則禁止とする預託法の改正を早急に進めること。
- 2 詐欺的な定期購入商法をなくすため、特定商取引に関する法律に基づくガイドライン等の見直しや法執行強化を進めること。
- 3 送り付け商法について、現在の法規制の周知を図ることに加え、諸外国の法制も参考に制度的な措置を講じること。
- 4 国及び地方公共団体が厳正かつ適切な法執行を行えるよう、執行体制及び連携の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年（2021年）3月30日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

（提出者）全議員